

JIS

社会セキュリティー 事業継続マネジメントシステムー手引

JIS Q 22313 : 2014
(ISO 22313 : 2012)
(JSA)

平成 26 年 12 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.12.22

官 報 公 示：平成 26.12.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	7
2 引用規格	7
3 用語及び定義	7
4 組織の状況	7
4.1 組織及びその状況の理解	7
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	8
4.3 BCMS の適用範囲の決定	10
4.4 BCMS	10
5 リーダーシップ	10
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	10
5.2 経営者のコミットメント	10
5.3 方針	11
5.4 組織の役割, 責任及び権限	12
6 計画	12
6.1 リスク及び機会に対処する活動	12
6.2 事業継続目的及びそれを達成するための計画	13
7 支援	13
7.1 資源	13
7.2 力量	14
7.3 認識	16
7.4 コミュニケーション	17
7.5 文書化した情報	17
8 運用	19
8.1 運用の計画及び管理	19
8.2 事業影響度分析及びリスクアセスメント	22
8.3 事業継続戦略	26
8.4 事業継続手順の確立及び実施	33
8.5 演習及び試験の実施	43
9 パフォーマンス評価	45
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	45
9.2 内部監査	47
9.3 マネジメントレビュー	48
10 改善	49
10.1 不適合及び是正処置	49

	ページ
10.2 継続的改善	49
参考文献	51
解 説	52

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

社会セキュリティー 事業継続マネジメントシステム—手引

Societal security—Business continuity management systems—Guidance

序文

この規格は、2012年に第1版として発行された **ISO 22313** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、**JIS Q 22301** に規定する特定の要求事項に関する実施の手引を示し、さらに、その要求事項と関連する推奨事項及び許容事項を提示するものである。事業継続のあらゆる側面に関する一般的な手引を提示することは、この規格の意図するところではない。

この規格の箇条及び題名は、**JIS Q 22301** と同じであるが、その箇条の内容については、事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という。）に関する要求事項とそれに関連する用語及び定義をここで改めて記載することはしていない。したがって、BCMS に関する要求事項を知りたい場合は、**JIS Q 22301** 及び **JIS Q 22300** を参照しなければならない。

要点の更なる明確化を図り、説明するため、この規格では、幾つかの図を用いている。これらの図は、全て例示であり、本文の規定を優先する。

BCMS では、次の事項の重要性を強調している。

- 組織のニーズ並びに事業継続マネジメントの方針及び目的を確立する必要性の理解
- 事業の中断・阻害を引き起こすインシデントへの組織の総合的な対応能力をい（活）かすための管理策及び手段の導入及び運用
- BCMS のパフォーマンス及び有効性の監視及びレビュー
- 客観的な測定に基づく継続的改善

BCMS は、他の全てのマネジメントシステム同様、次の主要な構成要素からなる。

- a) 方針
- b) 明確に定められた責任をもつ人員
- c) 次の事項に関するマネジメントプロセス
 - 1) 方針
 - 2) 計画
 - 3) 導入及び運用
 - 4) パフォーマンスのアセスメント
 - 5) マネジメントレビュー
 - 6) 改善